

【電話診療による処方箋の発行について～患者様へのご案内～】

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、当院では下記の患者様を対象に医師が対面診療を不要と判断した場合に電話での処方箋発行を行います。

下記の①～④の流れをご参照くださいますようお願い致します。

対象者：慢性疾患等を有し再診の予約をされている、かかりつけ患者様

- ① 電話再診をご希望される方は、お手元に予約票をご用意の上、
次回予約日の2週間前までに、お電話でお申し込みください

【 申し込み先 】

綾瀬厚生病院 相談室

- ・電話番号： 0467（77）5111（代表）
- ・受付時間： （月～金） 13時～16時 祝日は除く

※お申込みの際に、確実に連絡が取れる電話番号を正確にお伝えください。

※電話が担当部署につながらない際は折り返しお電話させていただきますのでご了承ください。

※電話受診をご依頼いただいても、医師の判断により、電話診療の対象とならず、通常通り外来受診いただく場合がございます。その際は事前にこちらからご連絡致しますが、予定通り予約時間にご来院の上、診察をうけていただくこととなります。
あらかじめご了承ください。

- ② 予約日時にこちらからお電話致します。
診察の混み具合等により時間は前後する場合がありますが、確実に電話がとれるようにご準備願います。
- ③ 電話受診の翌日以降～処方箋有効期間である3日以内に、保険証持参の上、当院の会計窓口にお越しください。
会計及び処方箋発行を行います。
- ④ かかりつけの薬局でお薬をお受け取りください。

以上

綾瀬厚生病院 病院長